

## 平成 28 年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成 31 年 3 月 25 日現在）

### 1. 監査のテーマ

豊中市病院事業の財務事務の執行等について

### 2. 監査の実施期間

平成 28 年 6 月 28 日から平成 29 年 2 月 16 日まで

### 3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 5 項】	是正、改善が求められるもの	15 件	21 件
監査の意見 【地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 2 項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	35 件	39 件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

#### 4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。

(講じた措置の内容等は別紙「平成 28 年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済 (%)	対応中 (%)	不措置 (%)	未着手 (%)	相違 (%)	合計	措置済 (%)	対応中 (%)	不措置 (%)	未着手 (%)	相違 (%)
総務部契約検査課	0	0	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部保健医療課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院医療情報室	1	1 (100%)	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院事務局総務企画課	5	4 (100%)	0	0	0	0	17	16 (94.1%)	1 (5.9%)	0	0	0
市立豊中病院事務局施設用度課	9	9 (100%)	0	0	0	0	11	11 (100%)	0	0	0	0
市立豊中病院事務局医事課	6	6 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
合 計	21	21 (100%)	0	0	0	0	39	38 (97.4%)	1 (2.6%)	0	0	0

(凡例)

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

## 5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(平成 31 年 3 月 25 日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
人事給与システムの仕組みについて	総務企画課

平成28年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成31年3月25日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
<b>2. 公有財産管理システムにおける管理にかかる事項</b>								
13	78ページ	契約手続のシステム使用について	<p>市立豊中病院では、消耗品等の購買管理について、発注から納品検収まで、システム外で各担当者が管理し、債務計上に至って初めて財務会計システムに入力を行っている。これでは事前に決裁を得るといった管理をシステムベースで実施できず事後決裁となってしまう可能性や、また担当者の管理に依拠しているため、処理漏れとなる可能性も生じてしまう。また、システムによる納品日の管理等も現状では実施できない。</p> <p>豊中市においては契約手続をシステム化し統一的に実施していることから、市立豊中病院においてもシステムを利用した契約手続を実施することが望ましい。</p>		○	総務企画課 施設用度課	<p>契約手続のシステムによる解決をめざし、近隣自治体病院の状況調査やシステム業者へのヒアリングを行いました。引き続き、平成32年(2020年)1月のシステム更新に向けて取組みを進めていきます。</p> <p>なお、システム更新までの間、事後決裁や担当者に依拠することのないよう、平成30年9月より、発注前に紙媒体での決裁により事務を行っています。</p>	措置済
22	86ページ	固定資産の現物確認について	<p>市立豊中病院では、固定資産の現物確認を実施できておらず、また固定資産シールの貼付も確認できなかったことから、現物管理が不十分である。</p> <p>固定資産シールは現物確認のためだけではなく、豊中市の資産であることを明示し盗取を防止する意味もあることから必要であり、また現物管理上の要請から現物確認も必要である。</p>		○	総務企画課	<p>「固定資産(備品等)現物確認調査マニュアル」を作成しました。当該マニュアルに基づき、第一段階として総務企画課室内の備品等の現物確認調査を行い、シール貼付及び固定資産台帳の整理などを行いました(平成30年12月)。</p> <p>今後、段階的に調査範囲を広げていきます。</p>	措置済